

法人税実務事例検討

相続人からの自己株式の取得に伴う発行法人における利益積立金額の処理

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

相続人からの自己株式の取得について、「相続財産に係る非上場株式をその発行法人に譲渡した場合のみなし配当課税の特例」(措法9の7)を適用させた場合であっても、発行法人は自己株式の取得に係る利益積立金額の減少額を計算することとなる。

事 例

非上場会社である当社は、株主である甲が死亡したことに伴い、その相続人である乙から当社の株式(自己株式)を取得することとなりました。相続人である乙は相続税の納税のために自己株式を譲渡するものですが、自己株式の譲渡について、「相続財産に係る非上場株式をその発行法人に譲渡した場合のみなし配当課税の特例」(措法9の7)を適用することとしました。

そのため、相続人乙における自己株式の譲渡について「みなし配当課税」が適用されず、譲渡対価の総額が株式等の譲渡所得の収入金額として取り扱われることになるのですが、この場合において当社の法人税法上の資本金等の額及び利益積立金額はどのようになりますか。

【当社の前期末の貸借対照表】

諸資産	300,000,000円	諸負債	100,000,000円
		資本金	10,000,000円
		繰越利益金	190,000,000円

(注) 含み損益のある資産はなく、発行済株式数は100株

【当社の会計処理】

自己株式 20,000,000円 / 現金預金 20,000,000円

(注) 相続人乙より@2,000,000円で10株を総額20,000,000円で取得